

竹下健二郎氏旧蔵書簡抄

村上, 義明

手紙を読む会

<https://doi.org/10.15017/4742026>

出版情報 : 雅俗. 13, pp.109-122, 2014-07-15. 雅俗の会

バージョン :

権利関係 : The pictures in this paper are hided because of copyright protection.



本文に関して

なお、「手紙の会」参加者は以下の通り。氏名の下に（ ）内で示される番号は、本号に掲載する該当書簡番号の注釈を担当したことを示す。

中村順子 板坂耀子 白石良夫 園田豊 高橋昌彦 檜澤葉子
大久保順子 川平敏文(十番) 高杉志緒(三番) 亀井森(二番)
吉良史明(九番) 天野聡一(八番) 村上義明(七番) 趙晶(五番)
平山聖悟(四番) 吉田宰(六番) 成富なつみ(一番)

一、助詞の「江」「而」「者」「兮」は、原則として仮名にひらいた。

一、疊字「く」「く」「く」等は、資料の表記通りに翻字し、漢字は「々」に改めた。

一、旧漢字、俗字、略体字、異体字等は適宜通行の字体に改めた。

一、判読不能の箇所は、およその文字数を□にて示し、判読できない理由、また推定できる文字を（ ）内に傍書した。

(例) □□(ヤフレ) 虫損以外の資料の破損箇所

□□(候儀) Ⅱ ほぼ確實「候儀」と推定できるもの

□□ 不確実ながら「致置」と推定できるもの

難読 判読不能

一、行移りは基本的に無視し、日付・差出人・宛名等のみ改行した。
一、尚々書は原書簡における位置に関わらず、本文の後に翻字した。
一、一部の助詞、送り仮名等の表記に用いられる片仮名は、平仮名に改めた。

注釈に関して

- 一、基本方針として、人名・書名・地名等の固有名詞に付した。
- 一、書簡中の情報等により、年時が確定できるものに関しては、日付の箇所に注を付した。
- 一、地名は、『日本歴史地名大系』（平凡社、平成十六年）の情報を参照し、現在の地名を記した。
- 一、注釈に用いた『文化分限帳』、『天保文限帳』は、『福岡藩分限帳集成』（海鳥社、平成十一年）所収のものを用い、『文化十四年分限帳』は『黒田三藩分限帳（増補復刻）』（西日本図書館コンサルタント協会、昭和五十五年）を用いた。

1 毛利空桑

得幸便、一書呈上致候。其後疾御着京とは存候へ共、寥々何事も不承深旁念罷在候。御留守皆様御平安之由、先日親蓮寺¹住職より承候間、御放念可被成候。扨前川えは早御逢に歟。右御面子は頼母敷御座候哉。将又大政官²は如何。横井³等も襲殺被致、苦々敷、何分にも禁闕御近辺且御頭職衆を左様之次第、不得其筋義に御座候。何卒々様成事秋毫無之様、奉禱上候。随分御入念にて勤王を御努力可被成候。無訳為身之勤王は却て天下之茶番に相成可申候。此段必御失念被成間布候。其上益友え御交接可被成候。世に損友沢山御座候。前川え御入魂被成候はゞ、可然御伝可被下候。此節岡藩公族高山又右衛門⁴上京、九月迄は

被詰筈、三佐⁵え着、拙宅え使者参り致面談候。此人真長者に御座候。足下時々御尋可被成候。必益可有之候。僕よりも頼置候。其御許形勢幸便に御申越可被下候。唯々日夜幕焔復燃後患而已。此元何ぞ無相替義、唯々夷之真似大流行、先年狐芝居遠近流行之砌と同様神州之福に歟。又は禍歟。愚老共にては更に相分不申候。有栖川御当宮様未だ東京え被遊御滞坐候哉。前大原公御機嫌克被為人候哉。今は何御役に歟。其外御正義之公卿様方、御名前拝聴仕度候。書外は後鴻と申縮候。已上

到。

二月廿日

田邨様

追啓

先達前川え遣候書状中に、厮養之厮を厠に認違共無之歟と、跡にて思付申候。左様共に罷候はゞ、代認失敬之罪、御序御陳謝可被下候。不宣

注1 現大分県大分市木ノ上にある日蓮宗の寺。

2 明治元年〜明治十八年に設置された政府の最高行政機関。

3 横井小楠。儒学者。通称は平四郎。文化六年（一八〇九）八月十三日生、明治二年（一八六九）正月五日没。六十一歳。維新政権の夷狄受入れ政策の元凶が小楠だと思ひ込んだ旧尊攘派志士の一群に暗殺された。

4 高山又右衛門。岡藩士。諱重英。文化十四年（一八一七）生。「諸士系譜 一之四 高山氏」（竹田市立歴史資料館寄託資料、整理番号S8）による。竹田市立歴史資料館、入江康太氏の御教示。

- 5 現大分県大分市三佐。竹田城主中川家の別邸が置かれていた。
- 6 熾仁親王。有栖川宮第九世、東征大総督。天保六年（一八三五）二月十九日生、明治二十八年（一八九五）一月十五日没。六十一歳。
- 7 大原重徳。尊王攘夷派公家。字徳義。享和元年（一八〇二）十月十六日生、明治十二年（一八七九）四月一日没。七十九歳。
- 8 毛利空桑。儒学者、大分の私塾知来館の創設者。通称到。寛政九年（一七九七）一月十五日生、明治十七年（一八八四）十二月二十二日没。八十八歳。
- 9 池辺田邨。延岡領大分郡木上村郷士。天保八年（一八三七）生。〔大分県史〕近代篇Ⅰ 昭和五九年）



著作権保護のため図は非表示



2 毛利空桑

(包紙) 延岡侯御宿陣¹／池辺田村様² 毛利到³／平安

三白⁴

其御許え真正義之人物御座候はゞ、名前生所御報知相願候。真正義と申は夷賊を仇視いたし赫々堂々たる天祖無二の御国体を千億年迄も奉屹立度族に御座候。御来別之砌、呈置候愚作、誰に欺御見せ被成候哉。如何申候半。真正義之人は了解可致、偽正義之耳目にては相分不申、固陋頑愚と罵可申候。偽正義と申は夷賊を君父之如く推戴親炙致す奴輩に御座候。何分御交りには御入念可被成候。損友を得候ては赤心を放却必然也。草々不一

田邨生

空桑

注1 延岡藩東京藩邸。

2 書簡1注9参照。

3 書簡1注8参照。

4 書簡内容から書簡1に続くものか。

3 新寿院

新歳至祝益御堅確被成、御重齡奉賀候。一昨日は御来過被下、蒙御丁寧貴語、特更芳茗御祝贈被下、千々辱感謝仕候。扨又被入御念辱書薫



読、明日御連歌後、直に御引取被成候に付、草堂え^(御任力)顧不被下、如御紙上之趣、重疊辱多謝不尽、何れ期永陽芳漸之時候。先右謝答、旁草略如此御座候。不備

孟陬²十二日

尚以御端書之旨、承度存候。扨又甚不出来候得ども、手製淡豉³一曲附貴供申候。幸御莞留可被下候。以上

新寿院

浦之坊様⁴

祝答

注1 永日。のどかで長い春の日。

2 陬月^{すうげつ}。陰暦一月のこと。

3 淡豉^{たんし}。うすみそ。

4 太宰府にあった安楽寺天満宮の五別当の一つ浦之坊家か。



4 猪岡道逸

(封) □松俊成老 猪岡道逸¹／無異

一筆致呈上候。初夏之候、御母堂を初、御揃可被成、御暮、珍重之御義に御座候。小子無異、着府己後無恙相勤申候。御安心可被下候。出立前は御見送、且用達之品被遣、別て忝御座候。扱沢野良三、当境にて散々不快歩行不相成、此節相願帰国いたし候。小子薬用は不仕候得共、何れ儂麻質斯²より起原と相見申候。薬用頼可申候条、世話致可被申候。先御仰別条無之候得ども、用事旁如此御座候。不尽

道逸 (花押)

四月三日

俊成老

尚々、夕雨老御都合。扱々驚人申候。土手丁へ³ □^(書吊カ) 詞も不行届候条、宜敷御頼申述候。以上

注1 猪岡道逸。福岡藩医。『天保分限帳』『外療医』の部に「拾三石四人扶持」とあり。

2 儂麻質斯 リウマチス。

3 土手丁 土手町。現在の福岡県福岡市中央区大名周辺。



5 猪岡道逸

(端裏) 寿山様¹ 道逸²／用啓

一昨夕は御取持にて、例の如泥之仕合に御座候。陳ば御不快如何被成候哉。追々御快復可被成奉存候。扨御全快被成候半、十七八兩夕間、御繰合御出来仕間敷哉。何も御構は不仕、唯々得緩話度候。否、御口答にて宜敷。乍末毫、尊大人初皆様へ御礼御伝可被下候。以上

六月望

注1 津田寿山。福岡藩医。『天保分限帳』『小児科』の部に「八人扶

持 津田寿山」とあり。

2 書簡4注1参照。



6 亀井小琴

(端裏) 源吾様¹ 友拝²／平安

夫子御気げんよろしく宗輩³と御かへり被遊候。扨は野芥⁴の奴に以書中申上置候間、兄さまも御安心被遊候はん。源太郎さんは明朝かくべつ御いそぎには及まじと存上候。よき便故あら／＼申上候。いづれ明後



日はやぐ御出待入候。
廿日

注1 亀井雷首。福岡の儒医。通称源吾。寛政元年（一七八九）生、

嘉永五年（一八五二）没。六十四歳。文化十三年（一八一六）、亀

井友の婿養子となる。（庄野寿人「亀井少稜伝」（『閨秀 亀井少稜

伝』亀陽文庫・能古博物館、平成四年）

2 亀井小琴。名友。寛政十年（一七九八）生、安政四年（一八五

七）没。六十歳。昭陽の長女。

3 昭陽四女の宗か。

4 現在の福岡県福岡市早良区野芥。

7 亀井暘洲

（端裏）理座衛門様 鉄次郎¹／用事／亀井

当日祝詞申述候。先日よりは度々御面倒みへ可被下候。扱右三幅対一
つ、単一つ収、又急に御出来可被下候。中元前難申入候へ共、重畳頼
申候。近日残暑御厭可被下候。

七月七日

注1 亀井昭陽次男、字は鋈。（庄野寿人著 亀陽文庫のしおり『亀井

南冥と一族の小伝』昭和四九年）

8 市内

五月十日之貴書拝見。先以弥御安静、奉賀候。小子無異相勤居申候。段々御細書之趣、夫々承知仕候。恐くは^(御返答力)☐☐☐申候。旧春は一向出会、不仕候とも、其内少々用も御座候間、其節可申進候。誠に短札、大略同事候迄、如此御座候。恐惶謹言

七月十一日

市内₁
(花押)

道栄様₂

尚々、御風雅如何共候哉。点取も初り候と承、大慶仕候。追々御報知被下度奉存候。此元、只御留守中色々多用、御察可被下候。已上

○御状夫々相達申候。

○頃日少々^(高島屋主方)☐☐☐☐にてよみ申候事、御笑に入貴見申候。已上

注1 矢野市内か。『文化分限帳』『御馬廻組』の部に、「貳百五拾石

赤坂 矢野市内」とあり。

2 猪岡道栄。福岡藩医。『文化分限帳』『御医師・外科』の部に、「拾石四人 福岡呉服町 猪岡道栄^肆」とあり。

9 月形鷗窠

(端裏) 猪岡道栄様¹ 月形七助² / 几下

謹呈寸簡候。寒冷愈以御壮健奉欣慶候。然ば、御借方首尾好御仕廻被成、近々御首途御帰国、千万目出度奉存候。近比来数々御懇情、別て辱仕合奉存候。随て近比乍輕率之至御肴代一封金二百疋、絵半切紙³一函、然方へ申仕候。誠以游堀之絵御咲納被成下候。□□^(鑑記)之仕合奉存候。何様其内参上、適々不得拝謝折節、右之紛擾乱筆、草々御海涵被成可被下候。已上



十一月二日

注1 本号掲載書簡8注2参照。

2 月形鷗窠。福岡藩士。通称七助。宝暦七年（一七五七）生、天保十三年（一八四二）十二月六日没。八十六歳。

3 手紙用の半切紙に薄く彩色し、山水や花鳥等の絵模様を刷り出したもの。

4 甕。





10 又之進

(端裏) 道栄¹様 又之進²

先日略儀、山鹿³より御承知可被成、今夕は何とぞ弥御来駕御座候様存申候。為念此段申伸候。且又先日御約束之一件、大野十郎大夫方⁴之故障筋有之、拙者従弟女に付、何分吉事取掛出来不仕候処、以後數平三郎⁵娘、又々不幸にて、御存之通至て近族に付、^(掛方)□以遠慮罷在、^(掛方)扱々打続故障にて候。同家ももはや日數に凡御^(掛方)□都合に付、委細も今夕御咄合可申候。為手廻貴様御取計にて御停止明より御発駕までの間、貴様御手元御都合宜節、又堀端之日並能節御聞合、今夕御来臨被下候はゞ、凡御談相整可申哉と存候。是は至て略儀に候得共、右彼是打続、然に無程御旅行に付、甚心堰可有之、此段申出候。内分御聞合御知被下度、乍序此儀も申伸候。書方散乱書いそぎ草々以上

九月十四日

注1 書簡8注2参照。

2 櫛橋又之進か。『文化十四年分限帳』『御家老』の部に、「式千石櫛橋又之進」とあり。

3 山鹿寿連か。『文化十四年分限帳』『医・本』の部に、「式百石山鹿寿連」とあり。

4 『文化分限帳』『大組』の部に、「千七百石 大野十郎祐衛門太夫」とあり。

5 『文化分限帳』『大組』の部に、「七百石九斗八合 戴平主郎角石

著作権保護のため図は非表示

衛門」とあり。

